

55	低炭素化促進法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち市長が認めたものが作成した低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準に適合することを証する書類(以下「低炭素基準適合証」という。)の添付がない低炭素建築物新築等計画		
認定に係るアからウまでの部分ごとに規定する手数料の額を合算した額			ア 住宅の住戸部分	住戸の数が1戸のもの	1件につき 32,000円
			住戸の数が2戸以上5戸以内のもの	1件につき 64,000円	
			住戸の数が6戸以上10戸以内のもの	1件につき 91,000円	
			住戸の数が11戸以上25戸以内のもの	1件につき 128,000円	
			住戸の数が26戸以上50戸以内のもの	1件につき 184,000円	
			住戸の数が51戸以上100戸以内のもの	1件につき 262,000円	
			住戸の数が101戸以上200戸以内のもの	1件につき 357,000円	
			住戸の数が201戸以上300戸以内のもの	1件につき 467,000円	
			住戸の数が301戸以上のもの	1件につき 548,000円	
			イ 住宅の共用部分(住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。)	共用部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	1件につき 101,000円
				共用部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの	1件につき 169,000円
				共用部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	1件につき 262,000円
				共用部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	1件につき 336,000円
				共用部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	1件につき 403,000円
				共用部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	1件につき 469,000円
			ウ 住宅の用に供する部分以外の部分(以下この表において「非住宅部分」という。)	非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	1件につき 224,000円
				非住宅部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの	1件につき 358,000円
				非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	1件につき 509,000円
				非住宅部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	1件につき 623,000円
				非住宅部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	1件につき 737,000円
非住宅部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	1件につき 851,000円				

		内のもの	737,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるのもの	1件につき 841,000円
(2) 低炭素基準適合証の添付がある低炭素建築物新築等計画			
認定に係るアからウまでの部分ごとに規定する手数料の額を合算した額	ア 住宅の住戸部分	住戸の数が1戸のもの	1件につき 4,000円
		住戸の数が2戸以上5戸以内のもの	1件につき 9,000円
		住戸の数が6戸以上10戸以内のもの	1件につき 16,000円
		住戸の数が11戸以上25戸以内のもの	1件につき 27,000円
		住戸の数が26戸以上50戸以内のもの	1件につき 43,000円
		住戸の数が51戸以上100戸以内のもの	1件につき 76,000円
		住戸の数が101戸以上200戸以内のもの	1件につき 122,000円
		住戸の数が201戸以上300戸以内のもの	1件につき 153,000円
		住戸の数が301戸以上のもの	1件につき 163,000円
		イ 住宅の共用部分	共用部分の床面積の合計が300㎡以内のもの
	共用部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		1件につき 27,000円
	共用部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		1件につき 76,000円
	共用部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		1件につき 120,000円
	共用部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		1件につき 153,000円
	共用部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		1件につき 190,000円
	ウ 住宅の用に供する部分以外の部分(以下この表において「非住宅部分」という。)	非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	1件につき 9,000円
		非住宅部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの	1件につき 27,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	1件につき 76,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	1件につき 120,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	1件につき 153,000円

				<table border="1"> <tr> <td>内のもの</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>非住宅部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるのもの</td> <td>190,000円</td> </tr> </table>	内のもの	153,000円	非住宅部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるのもの	190,000円
内のもの	153,000円							
非住宅部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるのもの	190,000円							
56	低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	55の項中「住戸の数」とあるのは「増加する住戸の数」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額に、同項中「住戸の数」とあるのは「変更する住戸（増加する住戸を除く。）の数」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額に2分の1を乗じて得た額及び同項中「共用部分の床面積」とあるのは「変更後の共用部分（増加する共用部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する共用部分の床面積を加えた面積」と、「非住宅部分の床面積」とあるのは「変更後の非住宅部分（増加する非住宅部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額を加算した額					
57	低炭素化促進法第54条第2項（低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に基づく低炭素建築物の新築等計画の認定の申請に対する審査（法第6条第5項又は第18条第4項の規定に準じた構造計算適合性判定を行わない場合に限	低炭素建築物新築等計画（変更）認定及び建築確認申請手数料	55の項又は56の項に規定する手数料の額に1の項に規定する手数料の額を加算した額					

58	低炭素化促進法第54条第2項(低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に基づく低炭素建築物の新築等計画の認定の申請に対する審査(法第6条第5項又は第18条第4項の規定に準じた構造計算適合性判定を行う場合に限る。)	低炭素建築物新築等計画(変更)認定、建築確認申請手数料及び構造計算適合性判定手数料	55の項又は56の項に規定する手数料の額に1の項及び2の項に規定する手数料の額を加算した額
----	---	---	---